

塩野義製薬株式会社による鳥居薬品株式会社等の医薬事業の統合
に関する審査結果について

令和 7 年 5 月 28 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、塩野義製薬株式会社（法人番号9120001077430）（以下「塩野義製薬」という。）による鳥居薬品株式会社（法人番号4010001052143）（以下「鳥居薬品」という。また、塩野義製薬及び鳥居薬品を併せて「当事会社」という。）の株式取得及び塩野義製薬による鳥居薬品の親会社である日本たばこ産業株式会社（法人番号4010401023000）（以下「日本たばこ産業」という。）の医薬事業の吸収分割による承継（以下、併せて「本件統合」という。）について、塩野義製薬及び日本たばこ産業から独占禁止法の規定に基づく株式取得及び吸収分割に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当該 2 社に対し、本日、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した（審査結果の詳細については別紙参照）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話	03-3581-3719（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/